

2022年4月18日

各 位

会 社 名 株式会社リヒトラブ  
代 表 者 名 代表取締役社長 田中宏和  
(コード番号：7975 東証スタンダード市場 名証メイン市場)  
問 合 せ 先 常務取締役管理部長 早川大介  
(TEL 06-6946-2558)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月18日開催の取締役会において、下記のとおり2022年5月26日開催予定の第74期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものです。
- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 株式実務の合理化を図るため、現行定款第43条に定める配当金の除斥期間について、現行の満5年から満3年に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 43 条 配当金が、支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 43 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第 17 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から 6 カ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

株主総会開催日 2022 年 5 月 26 日  
 定款変更の効力発生日 2022 年 5 月 26 日

以 上